

夏休み子ども企画のお知らせ

1. 題名 裁判所ってどんなところ？みんなで体験！
2. 日時 8月7日(火)13:15~16:05まで
3. 場所 留萌市沖見町2
旭川地方・家庭裁判所留萌支部
4. 募集人員
小学校5年生及び6年生の児童20人。
事前申込制。先着順。定員に達し次第、締め切ります。
5. 内容(予定)
 - (1) 模擬裁判、模擬評議
 - (2) 法廷見学
 - (3) クイズ大会
 - (4) 裁判官へ質問タイム
6. 申し込み・問い合わせ先
旭川地方・家庭裁判所留萌支部庶務課
☎0164-42-0465
7. その他 参加無料です。皆様のご参加をお待ちしております。

クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、平成30年7月1日から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(以下「TAC法」という。)に基づく資源管理が始まります。

TAC法に基づく北海道への小型(30kg未満)のクロマグロに係る漁獲配分量がゼロと示されたため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの期間、道内では小型のクロマグロは採捕できなくなります。

小型クロマグロについては「採捕の停止命令」が発令されており、採捕すると罰則が適用される場合があります。(3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方)

このため、限りある資源を守り、資源の回復を図るべく、漁業者や遊漁者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

留萌振興局産業振興部水産課 ☎0164-42-8472

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」

☎0570-003-004、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」

☎0570-003-004、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎訴訟 (給付金請求)について

無料個別相談会

日程・会場
8月3日(金) 羽幌町立中央公民館 第2研修室

完全予約制 ☎0120-013-621
(ご予約受付時間)平日9:00~18:00

個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。

対象者
昭和16年7月2日~
昭和63年1月27日生まれ

※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金
50万円~
3,600万円

※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用 着手金・相談料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士集団「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシャス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00
☎TEL 03-5363-6333 ☎E-mail: info@precious-law.jp
☎FAX 03-5363-6334 ☎http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中! お気軽にお電話下さい